

# ビジネス実務論集投稿規定

(名称)

第1条 本規定は、会則第3条(2)に定める事業として発行する、ビジネス実務論集に関するものである。

(目的)

第2条 本規定は、ビジネス実務の教育開発、ならびにビジネス実務現象の調査・研究を促進するために、新規性のある研究成果を発表することを主な目的とする。

(投稿資格)

第3条 本論集への投稿資格は、本学会正会員・学生会員とする。

(投稿原稿と提出方法)

第4条 投稿原稿は、第1条にあげた目的に合致し、未公刊のものに限る。

2. 投稿原稿の種類は、教育開発研究と理論・調査研究の2種類に分かれる。
3. 教育開発研究は、ビジネス実務能力開発の教育プログラム開発、教育技法開発等の授業実践を研究成果としてまとめたものである。投稿は教育研究報告の1種類として教育業績に該当するものである。
4. 理論・調査研究は、ビジネス実務に関する理論研究や調査研究を論文としてまとめたものである。投稿には次の2種類とし、研究業績に該当するものである。

①論文

②研究ノート

5. 投稿原稿は投稿原稿はワードプロセッサ原稿で2部提出するほか査読用原稿(ビジネス実務論集執筆要領3を参照)を4部提出する。投稿に際してビジネス実務論集執筆要領に従うものとする。提出された原稿は返却しない。
6. 投稿原稿の記述方式が執筆要領を逸脱している場合、編集委員会が著者に原稿の修正を要求したり、編集委員会の判断で修正したりする場合がある。
7. 審査の結果掲載を認められた原稿は、原稿1部とそのデータファイルを提出するものとする。

(投稿原稿の審査と採否)

第5条 投稿原稿の論集掲載の採否は、本誌の目的に沿って審査委員が審査のうえ決定する。審査員に加えて必要に応じて査読者をおくことができる。

2. 論集へ掲載する場合、編集委員会で編集整理することがある。ただし、多量にわたる場合には、著者の了解を受けるものとする。

(著作権)

第6条 本論集に掲載した原稿の著作権は原則として本学会に帰属する。特別な事情により本学会に帰属することが困難な場合には、申し出により著者と本学会の間で協議の上、措置する。

2. 著作権に関して問題が生じた場合、著者の責任において処理する。
3. 著作人格権は著者に帰属する。この場合、著者はその旨本学会に書面をもって通知し、掲載先には出所を明記すること。
4. 本学会は、掲載された原稿を学会が指定する方法で配布・販売する権利を有する。販売にともない収益金が生じた場合、原則として本学会に帰属する。

施行日

本規定は、2007年6月1日から施行する